

岩美町過疎地域持続的発展計画

(令和8年度～令和12年度)

令和8年3月策定

鳥取県岩美町

目 次

1. 基本的な事項	4
(1) 岩美町の概要	4
①自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	4
②過疎の状況	4
③経済的な立地特性、社会経済的発展の方向の概要	5
(2) 人口及び産業の推移と動向	5
①人口の推移	5
②産業別人口の動向	6
(3) 行財政の状況	7
①行政の状況	7
②財政の状況	7
(4) 地域の持続的発展の基本方針	9
①子どもを産み育てられるまちづくり	9
②住んでみたい、住み続けたいまちづくり	9
③希望を持って働けるまちづくり	9
④みんなが元気で安心して暮らせるまちづくり	9
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	10
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	10
(7) 計画期間	10
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	10
2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	11
(1) 現況と問題点	11
①移住・定住	11
②地域間交流	11
③人材育成	11
(2) その対策	11
①移住・定住	11
②地域間交流	11
③人材育成	11
(3) 計画	12
3. 産業の振興	13
(1) 現況と問題点	13
①農業	13
②林業	13
③水産業	13
④商工業	13
⑤観光又はレクリエーション	13
(2) その対策	14
①農業	14
②林業	14
③水産業	14
④商工業	14
⑤観光又はレクリエーション	14
(3) 計画	15
(4) 産業振興促進事項	15
①産業振興促進区域及び振興すべき業種	15
②当該業種の振興を促進するために行う事業の内容	15

4. 地域における情報化.....	16
(1) 現況と問題点.....	16
①情報通信基盤の整備.....	16
②情報化の推進.....	16
(2) その対策.....	16
①情報通信基盤の整備.....	16
②情報化の推進.....	16
(3) 計画.....	16
5. 交通施設の整備、交通手段の確保.....	17
(1) 現況と問題点.....	17
①道路・交通網の整備.....	17
②公共交通.....	17
(2) その対策.....	17
①道路・交通網の整備.....	17
②公共交通.....	17
(3) 計画.....	17
6. 生活環境の整備.....	18
(1) 現況と問題点.....	18
①水道施設.....	18
②生活排水処理施設.....	18
③廃棄物処理施設.....	18
④消防・防災.....	18
⑤公営住宅.....	18
(2) その対策.....	18
①水道施設.....	18
②生活排水処理施設.....	18
③廃棄物処理施設.....	18
④消防・防災.....	19
⑤公営住宅.....	19
(3) 計画.....	19
7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進.....	20
(1) 現況と問題点.....	20
①児童福祉.....	20
②高齢者等の福祉.....	20
③障がい者福祉.....	20
④保健の充実.....	20
(2) その対策.....	20
①児童福祉.....	20
②高齢者等の福祉.....	21
③障がい者福祉.....	21
④保健の充実.....	21
(3) 計画.....	22
8. 医療の確保.....	23
(1) 現況と問題点.....	23
(2) その対策.....	23
(3) 計画.....	23

9. 教育の振興.....	24
(1) 現況と問題点.....	24
①学校教育.....	24
②生涯学習・生涯スポーツ.....	24
(2) その対策.....	24
①学校教育.....	24
②生涯学習・生涯スポーツ.....	24
(3) 計画.....	25
10. 集落の整備.....	26
(1) 現況と問題点.....	26
(2) その対策.....	26
(3) 計画.....	26
11. 地域文化の振興等.....	27
(1) 現況と問題点.....	27
(2) その対策.....	27
(3) 計画.....	27
12. 再生可能エネルギーの利用の推進.....	28
(1) 現況と問題点.....	28
①再生可能エネルギー.....	28
(2) その対策.....	28
①再生可能エネルギー.....	28
(3) 計画.....	28
13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項.....	29
(1) 現況と問題点.....	29
①協働のまちづくり.....	29
②地籍調査.....	29
(2) その対策.....	29
①協働のまちづくり.....	29
②地籍調査.....	29
(3) 計画.....	29
事業計画（令和8年度～令和12年度）.....	30
過疎地域持続的発展特別事業分.....	30

1. 基本的な事項

(1) 岩美町の概要

①自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

ア 自然的諸条件

岩美町は、鳥取県の最東北端に位置し、東は兵庫県、西は鳥取市福部町、南は鳥取市国府町、北は日本海に面している。東西 14.3 km、南北 15.8 km で、面積は 122.31 km² である。

地形は、東側、南側は海拔 400～700m の山々で囲まれ、西側は海拔 300～400m の小起伏山地である。中央部は河合谷高原の天神池を源流とする蒲生川及び小田川流域に見られる谷底平野、北側には但馬地域から続く岩石海岸や砂浜海岸の海岸地形が形成されている。総面積の約 81% が林野で、南から北へ全体的に緩やかな傾斜をなしている。

日本海側に面する東西約 15km のリアス式海岸からなる浦富海岸は、「山陰海岸国立公園」に指定されている。

気候は、本町北部の海岸地域は山陰型気候区に属し、南部の高原地域は中国山地気候区と 2 つの気候区に分かれている。平均気温は 14.2 度、年間降水量は平均 2,197.5mm である。

集落は、海岸沿いの平野部にある浦富地区、大岩地区に人口が集中していて、蒲生川、小田川沿いの 2 つの谷間に集落が点在している。

イ 歴史的、社会的諸条件

歴史は、縄文時代後期以降の遺跡、1200 年の歴史を持つ「岩井温泉」や和銅年間（710 年頃）に元明天皇に銅を献上した際に「荒金」と命名された旧岩美鉦山など古くから栄えていたことが窺える。また、国史跡「山陰道蒲生峠越」や中世の城郭跡が多くあるなど、因幡と但馬の国境の要衝として重要視されていた。

昭和 29 年 7 月に浦富町・岩井町・東村・田後村・網代村・大岩村・本庄村・小田村・蒲生村の 2 町 7 村が合併し、現在の町域である岩美町が誕生した。平成の大合併では全国的に市町村合併が進む中、単独自立を選択し、現在に至っている。

ウ 経済的諸条件

本町の基幹産業である漁業は、町内に網代漁港、田後港の 2 つの大きな漁港、港湾があり、松葉がいの漁獲量は日本一である。また、白イカ、赤ガレイ、ハタハタ、モサエビ、ばばちゃんなど豊富な水産資源に恵まれている。農業は、米作を中心に野菜などが栽培されているが、多くが零細である。

国立公園に指定されている山陰海岸屈指の景勝地「浦富海岸」と「岩井温泉」を中心に観光業も盛んである。特に山陰海岸ジオパークは、ユネスコ世界ジオパークに認定されており、京都府、兵庫県、鳥取県の 1 府 2 県 3 市 3 町が連携して観光振興等に向けた一体的な取組を進めている。

交通網は、町の中央を山陰近畿自動車道、国道 9 号、海岸線を国道 178 号と J R 山陰本線が併走しており、鳥取県東部圏域の中心都市である鳥取市と兵庫県の但馬地方を結ぶ役割を果たしている。

②過疎の状況

令和 2 年国勢調査による町の総人口は、10,799 人となっており、昭和 55 年国勢調査人口の 15,969 人と比較すると、32.4% 減少している。また、15～29 歳の若年者比率は 10.8% と、昭和 55 年の 21.4% と比較しておよそ半分に減少している一方、高齢者比率は 37.5% で、昭和 55 年の 13.4% と

比較して2倍以上となっている。

本町には、雇用の場につながる地場産業が少なく、若年層を中心に生産年齢人口が都市部へ流出したことや、晩婚化、高い未婚率により出生数が減っていることなどから過疎化が進んでいる。

世帯数は、昭和55年国勢調査の3,874世帯から令和2年国勢調査の3,926世帯と増加しており、核家族化の進行と独居世帯、高齢者世帯の増加が進んでいる。

本町では、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域に指定された平成22年度以降、岩美町過疎地域自立促進計画を策定し、過疎対策を推進してきたところである。この間、教育環境や生活環境、情報通信網などの生活基盤や農水産業、観光業等の産業基盤を整備するとともに、子育てや保健、福祉等に関わるソフト事業を展開しており、都市部との格差是正、町民の安全・安心な暮らしの確保等の点において一定の成果があがっている。しかしながら、依然として人口減少、少子高齢化が進行しており、全115集落のうち38.3%に当たる44集落が高齢化率50%以上となっている。

③経済的な立地特性、社会経済的発展の方向の概要

隣接の鳥取市中心部までは、車で20～30分の圏内であり、幹線道路の整備と自動車の普及に伴い、通勤、通学、通院や買い物など、町民の日常生活圏となっている。

鳥取県東部1市4町（鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町）と兵庫県新温泉町は、地方創生に連携して取り組むため、平成30年4月から鳥取市を中核市とする「因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏」を形成している。令和2年度からは、兵庫県香美町が加わり、因幡・但馬の1市6町による圏域全体の活性化・持続的発展を目指して取り組んでいる。

（2）人口及び産業の推移と動向

①人口の推移

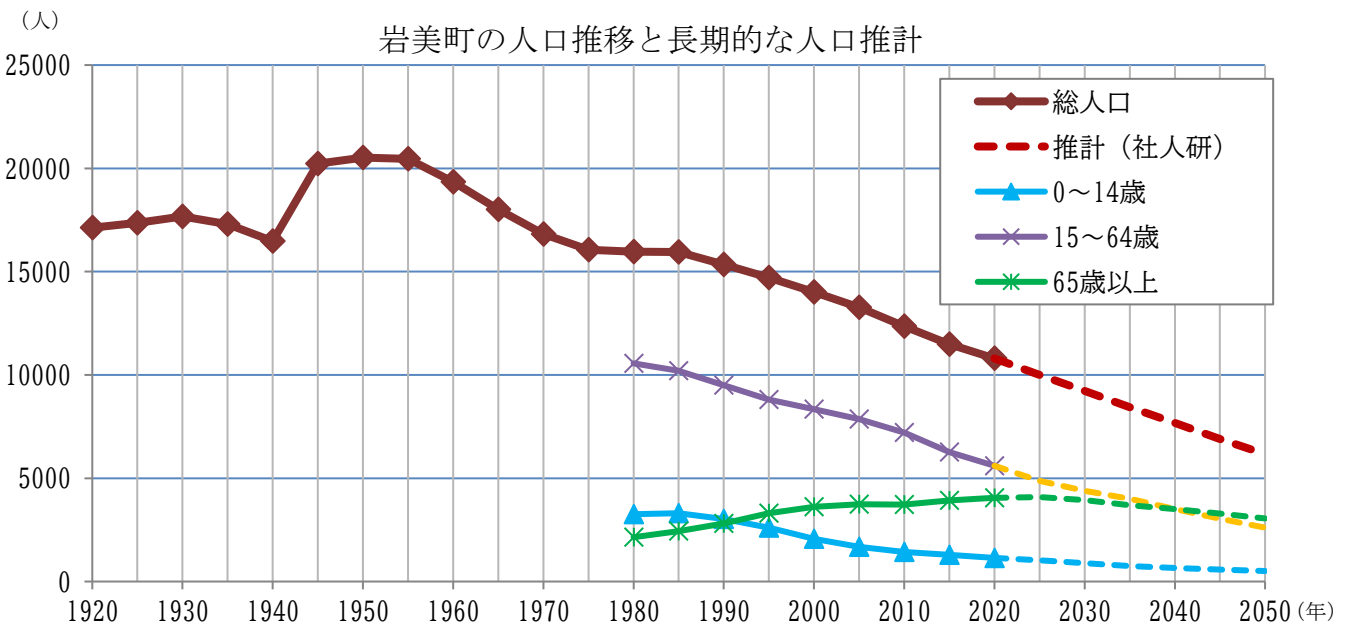
岩美町の人口は、昭和25年の20,519人をピークに、その後急速に減少が始まり、令和2年には10,799人となっている。これは、平成30年に国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という。）が推計した人口10,582人を上回るものとなっており、若干ではあるが推計より減少が緩やかとなっている。しかし、社人研による令和5年の人口推計によると、令和32年には6,168人まで減少するとの推計が示されている。

年齢区分別人口では、表1-1（1）のとおり、年少人口（0～14歳）は、昭和55年の3,264人から令和2年には1,143人となり、2,121人（65.0%）の減となっている。さらに、若年者人口（15～29歳）は、昭和55年の3,410人から令和2年には1,162人となり、2,248人（65.9%）の減となっている。一方、高齢者人口（65歳以上）は、昭和55年の2,145人から令和2年には4,053人となり、1,908人（89.0%）の増となっており、少子高齢化が急速に進行している。高齢者比率について、社人研の推計では、令和2年の37.5%から令和32年には49.5%となり、生産年齢人口の割合（42.3%）を超える推計となっている。

表 1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

区 分	昭和 55 年	平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 15,969	人 15,342	% △3.9	人 13,270	% △13.5	人 11,485	% △13.5	人 10,799	% △6.0
0 歳～14 歳	3,264	3,033	△7.1	1,674	△44.8	1,295	△22.6	1,143	△11.7
15 歳～64 歳	10,560	9,505	△10.0	7,856	△17.3	6,270	△20.2	5,603	△10.6
うち 15 歳～ 29 歳 (a)	3,410	2,423	△28.9	2,099	△13.4	1,318	△37.2	1,162	△11.8
65 歳以上 (b)	2,145	2,804	30.7	3,738	33.3	3,920	4.9	4,053	3.4
(a)/総数 若年者比率	% 21.4	% 15.8	—	% 15.8	—	% 11.5	—	% 10.8	—
(b)/総数 高齢者比率	% 13.4	% 18.3	—	% 28.2	—	% 34.1	—	% 37.5	—

表 1-1 (2) 人口の見通し (国勢調査 (破線は社人研による推計))



※「第3期岩美町地域創生総合戦略」より

②産業別人口の動向

産業別人口では、表 1-1 (3) のとおり、総人口の減少とともに、就業者数も減少している。特に、第1次産業就業人口は、昭和55年国勢調査の2,493人(28.1%)から令和2年538人(10.4%)と減少が著しく、沖合底引き網漁を中心とする漁業や水稻を主とする農業などの第1次産業から、第2次産業、第3次産業へ移っていることが窺える。

今後においても、第1次産業である農業、漁業は就業者の高齢化、後継者不足などにより、就業人口はますます減少することが見込まれる。また、第2次産業は微減で推移しているが、後継者不足などにより今後も減少が見込まれる。

なお、第3次産業就業人口比率は、少子高齢化による介護・福祉サービス産業、情報関連産業等の発展により今後も増加が見込まれる。

表 1-1 (3) 産業別人口の動向 (国勢調査)

区 分	昭和 55 年	平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 8,864	人 8,065	% 9.0	人 6,485	% △19.6	人 5,450	% △16.0	人 5,168	% △5.2
第一次産業 就業人口比率	% 28.1	% 22.3	—	% 14.0	—	% 12.1	—	% 10.4	—
第二次産業 就業人口比率	% 31.4	% 36.4	—	% 31.3	—	% 26.3	—	% 25.6	—
第三次産業 就業人口比率	% 40.5	% 41.3	—	% 54.7	—	% 61.6	—	% 64.0	—

(3) 行財政の状況

①行政の状況

本町においては、平成 9 年に「岩美町行政改革の大綱」を策定し、以降 5 年毎に見直しを行いながら、効率的な行財政運営等に取り組むとともに、平成 22 年度からは過疎対策制度を活用しながら、学校、保育所、情報通信網、産業振興施設、中央公民館・町立図書館など、長年の懸案事項となっていた施設等の整備を進めてきた。また、地方創生の取組については、子育て支援施策や移住定住施策の充実など、人口減少対策を基本とした地域活性化の取組を推進してきたところである。

本町の行政組織は、本庁舎と岩美すこやかセンターにおいて行政事務の執行にあっている。岩美すこやかセンターでは、公営企業である岩美町国民健康保険岩美病院と連携しながら、福祉・保健・医療の一体的な行政サービスを提供している。

広域的な行政については、鳥取市を中心とする 1 市 4 町で構成する鳥取県東部広域行政管理組合において、消防、廃棄物処理など住民生活に不可欠な行政サービスを共同で実施し、効率化を図っている。また、因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏や山陰海岸ジオパーク推進協議会など、県境を越えた連携も進めている。

②財政の状況

令和 5 年度の普通会計決算では、歳入総額 77.7 億円のうち地方交付税が 45.6%を占めている。生産年齢人口の減少、産業規模の縮小などにより、町税の割合は 13.8%に過ぎず、財政力指数は 0.260 である。

また、歳出のうち経常的に支出される経費の割合である経常収支比率は 88.8%であり、弾力的に運用できる財源の乏しい状態が続いている。

加えて、物価高騰、賃金の上昇に伴う物件費の増など歳出の増加が懸念されており、財源の確保と支出の適正化が求められ、町財政は一層厳しい状況に置かれることが予測される。

このような状況を勘案し、自主財源の確保はもとより、資産の総量や管理の適正化、公共サービスと住民負担の適切なバランスなど、本町の実情と特性を踏まえ、将来にわたり持続可能な財政運営を行う必要がある。

表 1 - 2 (1) 町財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和 2 年度
歳入総額A	6,510,351	6,927,454	8,410,024
一般財源	4,078,044	4,275,508	4,521,080
国庫支出金	627,730	709,711	2,101,568
都道府県支出金	712,218	599,550	618,005
地方債	560,900	460,663	571,740
うち過疎債	105,900	106,300	379,200
その他	531,459	882,022	192,540
歳出総額B	6,357,993	6,828,265	8,230,541
義務的経費	2,302,503	2,660,772	2,977,295
投資的経費	853,632	525,868	100,535
うち普通建設事業	836,230	518,578	80,879
その他	3,051,633	3,089,250	3,973,795
過疎対策事業費	150,225	552,375	1,098,037
歳入歳出差引額C (A - B)	152,358	99,189	179,483
翌年度へ繰越すべき財源D	29,731	31,991	47,849
実質収支C - D	122,627	67,198	131,634
財政力指数	0.293	0.269	0.271
公債費負担比率	13.0	14.3	12.6
実質公債費比率	13.1	13.4	11.1
経常収支比率	85.8	87.4	84.4
将来負担比率	69.2	52.6	28.2
地方債現在高	7,331,056	6,843,289	7,339,602

表 1 - 2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和 2 年度末
市町村道					
改良率 (%)	15.9	32.1	36.7	41.3	44.4
舗装率 (%)	54.6	78.1	79.7	82.6	83.7
農道					
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)	9.8	20.8	25.8	46.2	39.5
林道					
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	14.3	10.2	11.2	9.1	4.9
水道普及率 (%)	95.3	92.9	98.2	97.5	99.4
水洗化率 (%)	—	8.9	34.3	83.5	88.4
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	4.9	5.1	5.5	8.9	10.2

(4) 地域の持続的発展の基本方針

令和4年度から令和8年度までを基本計画期間とする「第11次岩美町総合計画」では、本町が暮らしやすいまちとして持続・発展していくため、目指すべき将来像を「みんなが笑顔で 住み続けたいくなるまち 岩美町」として、各種施策に取り組んでいる。また、令和6年10月に策定した「第3期岩美町地域創生総合戦略」（以下、「総合戦略」という。）では、活力あるまちの持続と更なる発展に向け、人口減少・少子化対策の取組を推進しているところである。

これまで、本町の過疎対策では、産業の振興、交通通信体系の整備、生活環境の整備、教育の振興その他地域の自立促進に資する施策に取り組んできたが、依然として人口減少に歯止めをかけるには至っておらず、地域や産業における後継者不足、空き家や遊休土地等の増加、集落機能の低下など、多くの課題が残されている。一方で、都市部への過度の人口集中により災害や感染症等に係るリスクが増大することへの懸念が一層強まっており、豊かな自然環境のみならず、居住、就労、余暇等の面においても過疎地域の役割がますます重要となっている。

このような状況下、地域が直面する課題に対応しつつ、自然環境、産業、文化、景観等の町の特性を生かしながら、過疎地域の共通課題である著しい人口減少等の克服に取り組む必要がある。

よって、本計画では、人口減少対策を柱とする総合戦略の基本方針に則り、以下の4項目を重点施策として、地域の持続的発展のための取組を総合的かつ計画的に進める。

①子どもを産み育てられるまちづくり

人口の自然減少に歯止めをかけるためには、結婚に対する希望が叶えられる環境をつくるとともに、出生数を増加させる必要がある。若者の出会いの場の創出、出産・子育て環境や就労と子育てが両立できる環境を整備するなど、安心して子どもを産み育てられるまちづくりを進める。

②住んでみたい、住み続けたいまちづくり

人口の社会減少に歯止めをかけるためには、転入者を増やし、転出者を減らす必要がある。地域資源を活用した魅力ある地域づくりや移住者の受入体制の整備に取り組むとともに、生まれ育った地域に対する郷土愛を育み、ふるさと回帰につなげるなど、住んでみたい、住み続けたいと実感できるまちづくりを進める。

③希望を持って働けるまちづくり

地域の産業を持続・発展させるためには、担い手となる人材の確保や生産性の向上、商品の付加価値を高めることによる収益性の向上などが不可欠である。それぞれの産業の魅力を高め、発信するとともに、起業・就業の支援を行い、新規雇用につなげるなど、希望を持って働けるまちづくりを進める。

④みんなが元気で安心して暮らせるまちづくり

地域が持続的に発展していくためには、町民による地域活動の活発化とともに、生活の基盤となる社会保障の充実、生活インフラ等の整備が必要である。地域の自発的な取組への支援や多世代交流の場を創出するとともに、福祉・保健（医療）・介護施策の充実や、道路、上下水道、衛生施設、情報通信、公共交通などの生活基盤の整備と耐災害性の強化を図り、さらには、恵まれた自然の保護・保全に取り組むなど、みんなが元気で安心して暮らせるまちづくりを進める。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

上記(4)の基本方針に基づき、各施策を展開するに当たり、総合戦略に掲げる人口目標のうち下記(7)の計画期間内に達成すべき事項を本計画の基本目標として、次のとおり設定する。

基本目標 1	令和12年合計特殊出生率	2.07
基本目標 2	令和12年社会増減	0人

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の達成状況について、毎年度、総合戦略の検証結果を活用して評価を行い、過疎対策事業の実施状況等と併せて議会に報告するとともに、ホームページで公表する。

(7) 計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5箇年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

平成29年3月に策定した「岩美町公共施設等総合管理計画」では、原則として施設の新設はしないこと、廃止、複合化、集約化等により施設の総量を制限することなど、総資産量の適正化を図るとともに、計画的な修繕等により施設の長寿命化に取り組むこととしている。そのため、本計画に掲げる全ての公共施設等の整備及び管理運営は、岩美町公共施設等総合管理計画に適合するものとする。

2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

①移住・定住

都市部への過度の人口集中による災害や感染症等へのリスク増大が懸念される中、地方での暮らしへの関心は高まっているものの、都心回帰が進み、地域間競争も激しさを増している。移住相談へのきめ細かな対応や情報発信により、移住を考えている方へのアプローチを強化するとともに、移住者を受け入れるための機運を醸成し、U I J ターンを推進する必要がある。

また、空き家活用の促進や住宅整備の支援、民間賃貸住宅の利用支援など、移住・定住のための住まいの確保が必要である。

②地域間交流

沖縄県国頭村や東京都武蔵野市をはじめ、様々な地域との交流を行っているが、住民主体による取組にまでは至っていない。岩美町出身者やアニメファンとの交流、ふるさと納税の推進などにより、多様な形で継続的に岩美町に関わる「関係人口」の創出・拡大を町全体で図り、地域の活性化につなげていく必要がある。

③人材育成

人口減少や少子高齢化により地域活動等を担う人材の不足が深刻化する中、若者の地域への定着を図るとともに、町出身者のUターンの促進や集落支援員及び地域おこし協力隊制度等を通じた外部人材の活用を進めることにより、地域で中心的な役割を担う人材を育成する必要がある。

また、高等学校等において地域に関わる活動の支援や小中学校における地域学習等を通じて、次代を担う子ども達の郷土愛を育む必要がある。

(2) その対策

①移住・定住

- ア. 住宅の新築・リフォームや中古住宅の購入、民間賃貸住宅の利用に対する支援を行う。
- イ. 自治会等と連携して、町内の空き家の状況を把握し、情報提供を行う。
- ウ. 移住・定住に向けた空き家の片付けや改修に係る費用を支援するとともに、移住者の受入れに係る自治会等の活動を支援する。
- エ. 婚活支援団体との連携により出会いの場を創出し、出会いの機会を望む方に提供する。
- オ. 奨学資金制度の償還に対する支援を行う。

②地域間交流

- ア. 他の地域・団体と観光、文化等で活発に交流を深めながら、産業振興や定住促進など地域の活性化につながるよう住民主体の交流への展開を進める。
- イ. アニメを活用したイベント等により、アニメファンと地域住民との交流を促進する取組を支援する。
- ウ. J R岩美駅及び周辺地域の賑わい創出により、ヒト・モノ・コトの交流を促進する取組を支援する。

③人材育成

- ア. 集落や自治会その他任意団体等による自発的な地域づくり活動を支援する。
- イ. 若者のUターンを促進し、地域の担い手となる人材を確保する。
- ウ. 集落支援員及び地域おこし協力隊制度等を活用し、地域の活性化に取り組む人材の定着を図る。
- エ. 子ども達の郷土愛を育むため、地域の特色を活かした教育活動を支援する。
- オ. 岩美高等学校の魅力向上をさせる取組を支援する。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	住宅新築・リフォーム等の助成 民間賃貸住宅の利用助成 UIJターンの推進 婚活の支援 交流の推進 アニメの活用 地域づくり活動の支援 特色ある学校づくり 岩美高等学校の魅力化 奨学資金等の償還助成	町 町 町 町 町 町 町 町 町 町	

3. 産業の振興

(1) 現況と問題点

①農業

2020年(令和2年)農林業センサスによると本町の農家戸数は564戸で、耕地面積は590haとなっており、農家戸数のうち販売農家は296戸、自給的農家は268戸で、総農家戸数の約半数は自給的な消費を行う小規模な農家である。

農業は、担い手不足や就業者の高齢化、耕作放棄地や鳥獣被害の増加、地球温暖化による影響など厳しい状況に置かれている。

今後、農業を維持・発展させるためには、農業生産の基盤となる農地及び農業用施設の保全・整備はもとより優れた担い手を確保・育成し、農地の集積を進めることが重要である。加えて、地域作物のブランド化や園芸作物の導入などにより収益性の向上を図り、魅力ある農業にしていかなければならない。

②林業

本町の林野面積は9,903haで総面積の約81%を占め、所有形態別では国有林及び官公造林0.406ha、民有林9,485haで、林家戸数は446戸である。

森林は水源かん養・災害の防止・地球温暖化防止のための二酸化炭素の吸収など重要な機能を持っているが、木材価格の低迷により、林家の経営意欲が減退し、適切な管理が困難となっている。

また、松くい虫による松枯れの被害は依然として続いており、被害拡大防止が必要である。

③水産業

本町の基幹産業である漁業は、沖合底びき網漁業と沿岸漁業(定置網、磯見、イカ釣り)が主体であり、漁業経営体数は、2023年(令和5年)漁業センサスによると122で、このうち専業経営体は45であるが、いずれも減少傾向にある。また、就業者の高齢化が進む中で、後継者ありとしているのは2経営体しかなく、依然として深刻な後継者不足が続いている。

これら、漁業経営体や漁業就業者の減少、高齢化の進行などに加え、魚価の低迷や燃料の高騰等により漁業環境は一層厳しい状況となっている。

また、漁業の経営安定のため、老朽化した漁船の更新等の漁業基盤の整備、水産加工施設の整備、漁場の保全や他産業と連携した事業展開が必要である。

④商工業

道路環境の改善によりインターチェンジ周辺において住宅地や商業施設が整備され、生活圏・商業圏として充実しつつあり、また、製造業の一部で国内回帰に伴う設備投資が進みつつあるが、町全体では人口減少や少子高齢化により、地域経済への影響が限定的な状況である。さらに、町内事業者の大半は中小・小規模事業者であり、物価高騰、賃金上昇、人手不足等による影響を受けており、依然として厳しい経営環境に置かれている。

このような状況下、地域経済の持続的な発展に資するため、関係機関とより一層連携し、小規模事業者の事業継続支援に加え、事業者による人材確保の取組や後継者の確保、育成に向けた支援を強化するとともに、企業立地や設備投資の促進、生産性向上等の取組を支援する必要がある。

また、地域資源を活かした産業の創出を支援するとともに、成長分野である情報通信サービス業等の企業誘致や起業支援による雇用の拡大を図る必要がある。

⑤観光又はレクリエーション

本町は、浦富海岸、岩井温泉などの観光資源に恵まれており、これらを活用した観光業が民間事業者を中心に営まれている。

近年では、従来型の「見る」観光に加え、マリンアクティビティなどの「体験型」「交流型」の観光商品が注目され、観光客は増加傾向にある。一方で、旅行形態の主流が「滞在型」から「周遊型」、「宿泊型」から「日帰り型」に転換しつつあることや高齢化・後継者不足等により民宿等の宿泊施設の数減少傾向にある。

今後は、多様化する旅行ニーズに対応しながら、国立公園やユネスコ世界ジオパーク、トワイライトエクスプレス瑞風の停車するまち、アニメのロケ参考地などのブランド力を活用するとともに、関係団体との連携をより一層強化し、近隣はもとより広く国内外に発信することで、魅力ある観光地として誘客を図ることが必要である。

(2) その対策

①農業

- ア. 農地及び農業用施設の補修、改修など、農業生産基盤の保全・整備を推進する。
- イ. 生産性・効率性を高めるため、意欲のある農業者への農地の集積を促進する。
- ウ. 集落営農の組織化及び機械、施設等の共同化を推進する。
- エ. 耕作放棄地対策として新規就農希望者のための基盤づくりを支援し、個人・企業による作業受託など担い手の育成・確保を推進する。
- オ. 農業経営安定のため、販売ルートの開拓、特産品開発、農産物のブランド化を進める。
- カ. 有害鳥獣による被害を軽減するため、侵入防止柵等に対する補助制度を充実するとともに、捕獲者の負担軽減対策を講じる。

②林業

- ア. 森林施業の集約化を進め、効率的かつ収益性のある森林整備を推進する。
- イ. 森林が持つ多面的な機能の発揮を促進するため、新たな森林管理システムに基づく、適切な森林の経営・管理を行う。
- ウ. 県産木材の利用促進を図る。
- エ. 木材利用の拡大につながる施設整備を支援する。

③水産業

- ア. 漁業への新規就業を促進するため、漁業就業希望者への漁労研修等を進める。
- イ. 意欲ある漁業就業者の確保・育成を行い、経営安定のため金融支援や経営改善対策等を進める。
- ウ. 稚魚・稚貝の放流や漁場の保全による「つくり育てる漁業」を支援し、水産資源の維持、増大に取り組む。
- エ. 燃油高騰下においても安定的に経営を続けるため、省エネ型の漁業への転換を推進する。
- オ. 漁業の存続や経営基盤強化を図るため、漁船の更新、共同利用施設の整備等を支援する。
- カ. 水産加工施設の整備を支援し、付加価値を高め、漁業者の所得の安定化を図る。

④商工業

- ア. 地元における雇用の場を確保し、若者の就職支援を行う。
- イ. 事業の承継、継続及び新たな起業支援を行う。
- ウ. 町内の工場等適地に関する情報収集を行うとともに、企業誘致や設備投資を促進する。
- エ. 異なる分野・産業との連携や地域課題の解決等につながる新たな事業展開を支援する。
- オ. 地域資源を活用した商品開発、販売促進等の取組を支援する。
- カ. 地元製品の流通を促進するため、道の駅施設を整備するとともに、運営事業者による設備の整備を支援する。

⑤観光又はレクリエーション

- ア. 因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏や山陰海岸ジオパーク推進協議会等の関係機関・関係団体と連携しながら、広域的な情報発信や観光商品の造成など、より効果的な観光振興を推進する。
- イ. 地域の観光資源を活用した観光メニューの開発に取り組むとともに、観光客の受入態勢の充実を図る。また、そのような活動に取り組む団体等を支援する。
- ウ. 教育旅行や学生の合宿旅行等を通じた滞在型観光を推進する。
- エ. メディアや様々なネットワークを活用した観光PRにより、首都圏・関西圏を中心に情報発信を行うとともに、地元や近隣地域で旅行を楽しむ「近隣観光」を推進する。

オ. 安全安心な観光地として、案内板や遊歩道等観光施設の整備を図るとともに、外国人観光客への対応を強化し、受入態勢の充実を図る。

カ. 地域特有の観光資源やブランド力を活用し、観光客誘致や知名度の向上につなげる。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考	
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	農業生産基盤の整備 有害鳥獣対策基盤の整備	町 町		
	(2) 漁港施設	水産共同利用施設の整備支援	町		
	(4) 地場産業の振興 流通販売施設	道の駅施設の整備	町		
	(9) 観光又はレクリエーション	観光施設の整備	町		
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業	農業担い手支援	農業用機械・施設の整備支援	町	
		耕作放棄地対策	振興作物の推進	町	
		有害鳥獣対策	森林整備の推進	町	
		漁業就業者の確保・育成支援	栽培漁業の推進	町	
		栽培漁業の推進	漁場保全の推進	町	
		漁船の整備支援	6次産業化の促進	町	
ふるさと就職支援		新規創業開業支援	町		
新規創業開業支援		中山間コミュニティビジネス支援	町		
中山間コミュニティビジネス支援		企業立地の促進	町		
企業立地の促進		ジオパークの推進	町		
ジオパークの推進	観光客誘致対策	町			

(4) 産業振興促進事項

① 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
全町	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

② 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記（1）から（3）のとおり。なお、産業振興の促進においては、因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏の構成市町をはじめとする周辺市町村や鳥取県、関係団体と連携を図りながら施策を推進する。

4. 地域における情報化

(1) 現況と問題点

①情報通信基盤の整備

情報通信技術の普及、進展によって社会生活は高度に情報化されている。こうした社会にあつて本町が平成21年度に整備した情報通信網の重要性は一層増している。町民や町内事業者が安定的にサービスを受けることができるよう、整備当初から運用してきた機器については順次更新を行ってきているが、今後は情報通信網の根幹をなす光ファイバーケーブル、非常時に備えた局舎の蓄電池や発電機などの更新に加え、急速に進む技術の変革にも対応していかなければならない。

②情報化の推進

令和6年度末における加入率は、ケーブルテレビが77.2%、インターネットが50.7%と、いずれも高い加入率で推移している。とりわけ、オンラインで様々なサービスや手続きができる社会の成長を背景としてインターネットサービスの加入者は継続して増加しており、本町においても情報通信技術を活用した電子申請をはじめとする各種行政サービスの電子化を進めなければならない。

(2) その対策

①情報通信基盤の整備

ア. 情報通信施設の適切な維持管理、機器・設備の定期的な更新や非常時に備えた機能強化を行う。

②情報化の推進

ア. 光ケーブル引込工事の負担を軽減し、ケーブルテレビ・インターネットサービスへの加入を促進する。

イ. 町内を網羅する通信環境を利用し、利便性の高い行政サービスの創出を図る。

ウ. ケーブルテレビ自主放送番組の充実やSNSを活用した効果的な情報発信により町民との情報共有を進める。

エ. 電子申請サービスを活用し、行政手続きや申請のオンライン化を進める。

オ. 学校教育、公民館事業等において、町民の情報活用能力の向上に資する学習の機会を提供する。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等 情報化のための施設 有線テレビジョン放送施設 (2) 過疎地域持続的 発展特別事業	情報通信施設の更新・機能強化 ケーブルテレビへの加入促進 行政手続き等のオンライン化	町 町 町	

5. 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

①道路・交通網の整備

町の道路網の骨格は山陰近畿自動車道、国道9号・178号、県道網代港岩美停車場線・岩美八東線・鳥取国府岩美線等により構成され、これらに町道が接続している。

町道については、道路・橋梁の多くが高度経済成長期に整備されたものであり、施設の長寿命化を図る計画を策定し、計画的な改修を進めている。

また、冬季積雪時における交通確保対策として、主要道路の除雪体制を確立するとともに、自治会、集落等による生活道路の除雪活動を支援する必要がある。

②公共交通

本町における公共交通は、JR山陰本線（岩美駅、大岩駅、東浜駅）、民間路線バス（岩井線）、町営代替バス（小田線、田後・陸上線）及びタクシーが運行されており、学生や高齢者など運転免許を持たない方にとって必要不可欠な移動手段であるが、自家用車の普及や人口減少に伴う利用者の減少に加え、ドライバー不足の深刻化など、公共交通を取り巻く環境は厳しさを増している。持続可能な公共交通体系を構築するため、町内の交通資源を効率的に活用しながら移動の利便性を向上し、利用を促進する取組が必要である。

(2) その対策

①道路・交通網の整備

ア. 町道については、道路、橋梁、側溝、舗装等の道路施設の補修・改良を進める。

イ. 積雪時の迅速かつ効率的な除雪体制を確立する。

ウ. 自治会、集落等による生活道路の除雪に必要な除雪機の購入等を支援する。

エ. 農林業の生産基盤としてだけでなく町民の生活道路としての役目を持つ農道施設及び林道施設の補修・改良を進める。

②公共交通

ア. 路線バスを維持するため、民間バス会社に対し運営補助金を交付する。

イ. 利用者の利便性を向上させるとともに、運行の効率化により持続可能な運行体系を構築する。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道	町道の補修・改良	町	
	道路	町道橋の補修・改良	町	
	橋梁	農道施設の補修・改良	町	
	(2)農道	林道施設の補修・改良	町	
	(3)林道	地方バス路線の維持	町	
	(9)過疎地域持続的発展特別事業	町内移動の利便性の向上	町	
		町道の長寿命化計画	町	
		集落等による除雪の支援	町	

6. 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

①水道施設

本町の水道事業は、4つの旧簡易水道事業との統合上水道事業により、10箇所浄水場から給水を行っている。人口減少や節水機器の普及などで料金収入の減少が見込まれる一方、安全で安心な水道水を供給するため、施設の適正な維持管理、老朽した施設や主要な管路の耐震化が必要である。

②生活排水処理施設

集合処理区域では施設の面的整備が概ね完了し、接続率の向上、施設管理の最適化、ストックマネジメント計画に基づく施設・設備の計画的な更新に取り組む必要がある。

一方、集合処理区域以外の区域においては、合併処理浄化槽の設置を推進し、浄化槽の適切な維持管理の徹底が必要である。

③廃棄物処理施設

ごみ処理については、減量化のための正しい分別について周知しているところであるが、今後も、循環型社会構築のため、分別の更なる徹底、ごみ減量化及びリサイクル等の推進が必要である。

④消防・防災

火災による被害を最小限に食い止め、町民の生命や財産を守るため、消防団員の育成や施設の整備といった消防力の増強が必要である。

また、災害発生時に地域の安全を自主的に守る防災組織の拡充と資機材の整備が急がれる。

⑤公営住宅

本町では、人口の減少とは対照的に世帯数は微増傾向にあり、町営住宅への入居相談者は後を絶たないが、設備や仕様が古いことから希望に沿わないケースが多々ある。

町営住宅の半分近くが建築後30年以上経過した物件であるため、既存住宅の改善事業の実施により長寿命化を図る必要がある。

また、旧耐震基準（昭和55年度以前）で建設された住宅については、建替え又は用途廃止に合わせて解体する必要がある。

(2) その対策

①水道施設

- ア. 管路耐震化事業計画に基づき、水道管路の耐震化を行う。
- イ. 基幹構造物耐震化事業計画に基づき、浄水施設の耐震化を行う。
- ウ. 老朽化した水道施設の計画的な更新・改良を行う。

②生活排水処理施設

- ア. スtockマネジメント計画及び施設更新計画に基づき、処理施設及びマンホールポンプ等の改修を行う。
- イ. 集落排水処理施設等の公共下水道への接続に向けた検討・調査・改築を行う。
- ウ. 合併処理浄化槽の設置を推進する。

③廃棄物処理施設

- ア. ごみ減量のため、4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）を推進する。
- イ. 東部広域行政管理組合が行う可燃物処理施設及び火葬場の整備に必要な費用の一部を負担する。

④消防・防災

- ア. 消防団員の確保や育成に取り組み、団員の研修や訓練により消防力を強化する。
- イ. 消防団の保有する小型動力ポンプ、ポンプ車等の更新により消防体制の充実に取り組む。
- ウ. 広報等を通じた啓発により、町民の防火、火災予防意識を高める。
- エ. 河川等の自然水利に加え、水道管の更新等にあわせた消火栓の新設や改修、防火水槽等の人工水利を整備し、安定した消防水利を確保する。
- オ. 地域の安全は地域で守るという意識を高め、自主防災組織の設立を推進する。
- カ. 東部広域行政管理組合が行う広域消防施設の整備に必要な費用の一部を負担する。

⑤公営住宅

- ア. 既存の町営住宅を良好な状態で提供するため、計画的に設備等の改修を行い、長寿命化を図る。
- イ. 旧耐震基準（昭和 55 年度以前）の住宅については、建替え又は解体を行う。

(3) 計画

事業計画（令和 8 年度～令和 1 2 年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設 上水道	水道施設・設備の改良	町	
	(2) 下水道処理施設 公共下水道 集落排水施設 その他	下水道施設・設備の改良	町	
		集落排水処理施設・設備の改良	町	
		個別排水処理施設の設置	町	
		合併処理浄化槽の設置支援	町	
	(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設	可燃物処理施設の整備負担金	東部広域	
	(4) 火葬場	火葬場の整備負担金	東部広域	
	(5) 消防施設	消防ポンプ、ポンプ車等の更新	町	
		高機能消防指令センターの整備負担金	東部広域	
	(6) 公営住宅	町営住宅の建替え・改修	町	
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業	浄化槽の適切な維持管理の推進	町	
		地域環境保全活動の支援	町	
		ごみの減量化の推進 地域自主防災活動の支援	町 町	

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

① 児童福祉

子育てを取り巻く環境は、出生率の低下による子育て世帯の減少や地域とのつながりの希薄化、核家族化の進行等により大きく変化し、子育てに孤立感などの不安を抱える世帯も見受けられる。また、共働き家庭やひとり親家庭等をはじめとして、就労と育児・家事等との両立のための負担が大きくなっていることに加え、働き方やライフスタイルの変化に伴い、子育て支援サービスに対する需要の増加やニーズの多様化が進んでいる。

少子化による人口減少に歯止めをかけるためには、行政による支援とともに地域の協力も得ながら、妊娠期から子育て期にかけて切れ目なく支援を行い、子育てにかかる精神的、経済的負担を軽減する必要がある。

また、町では、町立保育所3園を運営しているが、老朽化等による建物、設備等の改修が必要となっている。

② 高齢者等の福祉

令和2年国勢調査による本町の高齢者人口は4,053人であり、高齢化率は37.5%となっている。高齢者人口は令和12年度まで微減で推移する見込みだが、総人口の減少により高齢化率は上昇することが予想される。また、核家族化の進行に伴い、高齢者だけの世帯等も増加しており、この傾向は続くことが予想される。

このような状況の中、高齢者が安心して暮らせるまちづくりとして、行政による緊急時の連絡方法の確保と併せて、地域でのサロンの開催やサークル活動、地域住民による見守り活動など地域で支え合う体制が必要である。

また、介護保険等の公的なサービスだけでなく、ボランティア、NPO、民間事業者等の多様な主体により、家事援助、移動支援、配食サービス等の日常生活支援が提供される仕組みが必要である。

③ 障がい者福祉

障がいの有無に関わらず、互いの人格や個性を尊重し支え合いながら、住み慣れた地域で自立して生活できるよう、より多くの方の福祉活動への参画・協働を推進し、地域生活における課題の解決に向けた包括的な支援体制の整備が求められている。

このような中、障がい者（児）の外出支援や就労支援などの充実を図り、社会参加に向けた支援や負担を軽減する必要がある。

④ 保健の充実

食生活の変化、運動不足などの生活習慣の乱れや家庭や社会におけるストレスの増加に起因する生活習慣病に加え、加齢に伴う心身機能の低下などによる骨粗しょう症、動脈硬化などの病気が増加していることから、早期発見や重症化予防への対応が必要である。

また、感染症の流行は、個人への健康被害のみならず、社会経済活動への影響が大きいため、感染拡大の防止策が必要である。

(2) その対策

① 児童福祉

ア. 子育てに対する不安の解消や経済的負担を軽減するため、ファミリーサポートや保育料の軽減、乳児用おむつ購入費助成などの子育て支援サービスを充実する。

イ. 高齢者などの協力・連携等により地域における子育て支援体制の充実を図る。

ウ. 延長保育・一時保育等の多様な保育ニーズに応じたサービスを提供する。

エ. 保健師等による訪問等の相談活動により生活の安定と児童の健全育成を図る。

オ. 不妊・不育検査及び治療や妊婦健診、産後健診に要する費用などを助成し、妊娠から出産に至る経済的負担を軽減する。

カ. 安全安心な保育サービスを提供するため、保育所の建物、設備等を改修する。

キ. こどもの自主性、社会性、創造性を育み、こどもが安全で安心して過ごせる「こどもの居場所」を提供する。

②高齢者等の福祉

ア. ひとり暮らし高齢者等が、自宅で安心して安全に生活ができるように緊急通報装置の設置や定期的な安否確認等による見守り体制を構築するとともに、家屋の改修や除雪に対して支援を行う。また、多様な主体により、簡易な日常生活支援が実施される体制の構築に取り組む。

イ. 地域で行われる老人クラブ、高齢者サロンの活動を支援し、高齢者の介護予防や健康づくり、閉じこもり防止に取り組む。

ウ. 町民同士のつながりや生きがいを目的とした趣味の活動等に対して支援する。

エ. 見守り、声掛け、簡単な家事支援など地域での助け合いにより、高齢者の生活を支える担い手の育成に取り組む。

オ. 地域づくりの担い手として元気な高齢者の技能・技術を活用する場を確保する。

カ. 高齢者の日常生活支援と社会参加を促進するため、高齢者のタクシー利用に対して支援する。

キ. 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、高齢者の自立支援に向けた介護保険サービス提供体制を確保する。

ク. 介護予防の取組を推進するため、介護予防拠点施設の建物、設備等を改修する。

③障がい者福祉

ア. 障がい者（児）の身体その他の状況に応じて、社会参加や自立に向けた相談体制等の充実を図る。

イ. 重度障がい者が地域で暮らせるよう、一時預かりや見守りなどの支援を行うとともに、通院に要する費用を助成し、負担軽減を図る。

ウ. 適性に応じて障害者就労支援施設から一般就労への移行を促進するとともに、障がい者の就労や職場定着を支援する。

④保健の充実

ア. 医療・福祉・介護各分野とのより一層の連携を図り、保健推進体制を強化する。

イ. 生活習慣病の早期発見・早期治療・重症化予防につなげるため、健康診査や各種がん検診を推進する。

ウ. 町民が「自分の健康は自分で守る」という健康管理意識の高揚を図り、乳幼児期から高齢期まで、それぞれの年齢に応じた健康づくりを進める。

エ. ストレスを十分解消して心身をしっかりと休めることのできる、こころの健康づくりを推進する。

オ. 感染症予防・重症化予防のため、任意予防接種を推進する。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設 保育所 児童館	保育所施設の整備 児童センターの整備	町 町		
	(3) 高齢者福祉施設 その他	介護予防拠点施設の整備	町		
	(8) 過疎地域持続的 発展特別事業	高齢者等の福祉の充実	障がい者福祉の充実	町 町	
		子育て支援サービスの充実	妊娠・出産等への支援	町	
		健康管理意識の向上	任意予防接種の支援	町	
				町	

8. 医療の確保

(1) 現況と問題点

少子高齢化に伴い、全人口における65歳以上の人口割合は令和12年には30.8%、令和22年には34.8%と予測されている。今後ますます医療・介護への需要は高まるが、働き手となる生産年齢人口は減少することから、医療従事者が不足することも予想される。

岩美病院は、地域医療を担う中核病院として、入院や通常の外来診療だけでなく、休日・夜間等の救急診療への対応とともに、訪問診療や24時間体制の訪問看護等の在宅医療にも積極的に取り組んでいる。さらに、福祉・保健部門との連携を図りながら、地域循環型医療と地域包括ケアを展開している。これらの医療体制を継続するため、医師、薬剤師、看護師等の人材確保に引き続き取り組む必要がある。

また、病院施設については、移転新築から21年が経過していることから、老朽化や医療ニーズの変化に対応するため、施設・設備の改修や医療機器の更新が必要である。

(2) その対策

- ア. 総合的医療・救急医療の継続及び介護・健診サービスを提供するとともに病院と在宅との循環型医療体制を構築する。
- イ. 医師、看護師及び薬剤師の確保と定着に向けた取組を強化する。
- ウ. 計画的な施設・設備及び医療機器の更新・改修を行い、施設の機能を充実させる。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設 病院 (3) 過疎地域持続的発展特別事業	施設・設備、医療機器の整備 人材確保及び人材育成	町 町	

9. 教育の振興

(1) 現況と問題点

①学校教育

少子高齢化や家庭環境の多様化などに伴い、家庭での教育力の低下や地域とのつながりの希薄化が懸念されている。学校、家庭、地域がそれぞれの教育機能を発揮し、社会全体で子ども達に豊かな人間性と生きる力が育まれるよう取り組むとともに、町内の保育所、小・中学校、高等学校と地域が相互の連携・協力を努めていく必要がある。

学校においては、児童・生徒一人1台の端末整備が完了し、教育現場でのICT活用教育の推進が求められている。また、安全で安心して学習に取り組むことができるよう、学校施設等の適切な管理、整備を行う必要がある。

②生涯学習・生涯スポーツ

人生100年時代のなかで、誰もが心豊かに暮らすために、生涯にわたってあらゆる機会に学び続けることができる環境づくりが求められている。また、Society5.0時代の到来に代表されるような社会の大きな変革や、地域が抱える課題に対応する力を身につけ、地域活動に活かす学びを提供する場としての役割も必要である。

また、明るく活力のある地域を形成していくうえで、町民の誰もが健康でスポーツ・レクリエーションに親しめることが重要であり、継続して推進を図る必要がある。

(2) その対策

①学校教育

- ア. 「地域とともにある学校づくり」を目指し、学校運営協議会の仕組みを生かして、学校と地域の効果的な連携・協働を推進する。
- イ. 地域とのつながりを重視し、地域の人材や素材を活用した体験学習などを行う。
- ウ. 少子化に起因する児童・生徒同士のつながりの希薄化、地域とのつながりの希薄化を解消するため、異学年交流、他校との交流、地域との交流を進める。
- エ. 施設改修等により、児童・生徒が利用しやすい環境を整える。
- オ. スクールバスの運行により、小学生の通学手段を確保する。また、中高生の通学費を一部補助して、保護者の負担軽減と公共交通の利用促進を図る。
- カ. 学習効果を高めるため、児童・生徒一人1台のタブレット端末等を活用し、発達段階に応じた情報活用能力の育成、情報モラルの習得などICT活用教育を推進する。
- キ. 給食施設の充実を図り、安全・安心な学校給食を提供する。

②生涯学習・生涯スポーツ

- ア. 社会的課題や学習ニーズを踏まえた各種講座を開催するとともに、ICTを活用した新たな学びの機会を提供する。
- イ. 指導者を養成、確保するとともに、町民の主体的な学習活動を支援する。
- ウ. ライフスタイルに応じた多様な学びに主体的に取り組むことができるよう、公民館活動や町立図書館の蔵書を充実させる。
- エ. ライフスタイルに合ったスポーツ・レクリエーション活動を推進し、スポーツ活動への関心を高めるとともに、誰もが気軽にスポーツに親しむことができるようスポーツ施設の適切な維持管理を行う。
- オ. スポーツ団体・指導者の育成を図り、生涯スポーツの活動を推進する。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考	
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設 校舎	学校施設の整備	町		
		情報通信環境の整備	町		
	屋内運動場	学校施設の整備	町		
		学校施設の整備	町		
	屋外運動場	学校施設の整備	町		
		学校施設の整備	町		
	水泳プール	学校施設の整備	町		
		学校施設の整備	町		
	スクールバス	スクールバスの更新	町		
		給食施設	給食施設の整備	町	
	(3)集会施設、体育施設等	公民館	地区公民館の整備	町	
			交流施設の整備	町	
			体育施設の整備	町	
	(4)過疎地域持続的発展特別事業	中高生の通学支援	情報通信環境の整備	町	
			部落公民館の整備支援	町	
			公民館事業の充実	町	
図書館事業・蔵書の充実			町		

10. 集落の整備

(1) 現況と問題点

本町には、比較的規模の大きな集落から小規模な集落まで115の集落が散在しており、町民が日常生活や生産活動を営むうえで重要な役割を果たしている。しかしながら、高齢化率の高い小規模集落においては、空き家や耕作放棄地の増加とともに、自治組織としての機能の維持が困難な状況になりつつある。

今後、集落での生活を維持するために必要な環境整備や活動に対する支援を行うとともに、空き家を活用した定住施策に取り組むなど、集落の活性化を図る必要がある。

(2) その対策

ア. 自治組織としての機能が低下している集落に対して集落環境や農林地の維持に係る負担を軽減するなどの支援を行う。

イ. 集落にある空き家の情報を発信することによりその利活用を促すとともに、田舎暮らし・自然体験を通して移住者の受入れを促進する。

ウ. 集落内の生活環境の改善や集落営農体制の強化を図るとともに、地域住民が主体となって行う地域づくり活動を支援する。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	UIJターンの推進（再掲） 街路灯の新設支援 地域づくり活動の支援	町 町 町	

1 1. 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

地域特有の文化や景観、風習などを残しつつ、持続可能な地域づくりを進めるためには、一人ひとりが地域に対する「誇り」と「自信」を持ち続けることが重要となる。しかしながら、少子高齢化やライフスタイルの変化に伴い、地域文化等の保存・継承が困難になりつつあることから、地域団体等による自発的な取組や活動を支援するとともに、観光資源として活用することなどによりその価値を再認識するきっかけをつくる必要がある。

(2) その対策

- ア. 公民館を拠点とした地域文化の振興によって地域の活性化を図る。
- イ. 地域の中で優れた技能を持った人材の活用を図る。
- ウ. 町民が主体的に企画運営する団体を育成・支援する。
- エ. 伝統芸能や文化を地域の子どもに伝える活動や伝統芸能を継承する団体の活動を支援するとともに、後継者の確保を図る。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1 0 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	文化団体の活動支援 地域人材の活用 伝統芸能団体の活動支援	町 町 町	

1 2. 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

①再生可能エネルギー

脱炭素社会（地球温暖化の原因となる、温室効果ガスの実質的な排出ゼロを実現する社会）の実現が国際的な課題となっている中、再生可能エネルギーの利用を推進することにより、エネルギー自給率の向上や地域経済の活性化が期待できる。

過疎地域が有する未利用の農地や森林などは、再生可能エネルギーを生み出す資源としての活用も期待される一方で、環境破壊や災害の原因となる可能性もあることから、自然環境の保全と経済活動のバランスを考えた取組を、町民、事業者、行政が協働して進めていく必要がある。

(2) その対策

①再生可能エネルギー

ア. 太陽光発電など再生可能エネルギーの導入に向けた取組を進める。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1 1 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	太陽光発電等の設備導入支援	町	

13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

①協働のまちづくり

本町では、町民と行政による協働のまちづくりとして、町民との意見交換をはじめ、各種計画策定・施策立案への町民参画や主体的なまちづくり活動への支援を行っているが、更に幅広い世代の参画が得られるよう取り組む必要がある。

また、行政情報等の共有化をより一層進めるため、インターネットやケーブルテレビを活用した情報発信を充実する必要がある。

②地籍調査

地籍調査が完了した地域においては、公共事業や円滑な取引等により有効な土地利用が図られているが、未着手の地域では現地と現存の図面（公図）が不整合であることから、土地の境界をめぐるトラブルの原因の一つとなっている。

本町の地籍調査進捗率は全国平均・県平均を下回っていることから、地籍調査をより一層推進し、土地の境界に関する諸問題を解消し、有効な土地利用が図られるよう対策が必要である。

(2) その対策

①協働のまちづくり

ア. 町民との意見交換の場を設けるなど、協働のまちづくりを進める。

イ. 町民が中心となって行う地域の活性化や人口減少をはじめとする地域課題の解決に向けた取組を支援する。

ウ. 町ホームページやSNS、ケーブルテレビの内容を充実し、効果的な情報発信を行う。

②地籍調査

ア. 土地の実態を正確に把握することにより、土地の有効活用・経済活動の活性化が図られるよう地籍調査を推進する。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(1) 過疎地域持続的発展特別事業	地域づくり活動の支援（再掲） 地籍調査の実施	町 町	

事業計画（令和8年度～令和12年度）

過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	住宅新築・リフォーム等の助成 民間賃貸住宅の利用助成 U I J ターンの推進 婚活の支援 交流の推進 アニメの活用 地域づくり活動の支援 特色ある学校づくり 岩美高等学校の魅力化 奨学資金等の償還助成	町 町 町 町 町 町 町 町 町	
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業	農業担い手支援 農業用機械・施設の整備支援 耕作放棄地対策 振興作物の推進 有害鳥獣対策 森林整備の推進 漁業就業者の確保・育成支援 栽培漁業の推進 漁場保全の支援 漁船の整備支援 6次産業化の促進 ふるさと就職支援 新規創業開業支援 中山間コミュニティビジネス支援 企業立地の促進 ジオパークの推進 観光客誘致対策	町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町	
3 地域における情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	ケーブルテレビへの加入促進 行政手続き等のオンライン化	町 町	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業	地方バス路線の維持 町内移動の利便性の向上 町道の長寿命化計画 集落等による除雪の支援	町 町 町 町	
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業	浄化槽の適切な維持管理の推進 地域環境保全活動の支援 ごみの減量化の推進 地域自主防災活動の支援	町 町 町 町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	高齢者等の福祉の充実 障がい者福祉の充実 子育て支援サービスの充実 妊娠・出産等への支援 健康管理意識の向上 任意予防接種の支援	町 町 町 町 町 町	
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業	人材確保及び人材育成	町	

8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	中高生の通学支援 情報通信環境の整備 部落公民館の整備支援 公民館事業の充実 図書館事業・蔵書の充実	町 町 町 町 町	
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	U I J ターンの推進（再掲） 街路灯の新設支援 地域づくり活動の支援	町 町 町	
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	文化団体の活動支援 地域人材の活用 伝統芸能団体の活動支援	町 町 町	
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	太陽光発電等の設備導入支援	町	
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(1) 過疎地域持続的発展特別事業	地域づくり活動の支援（再掲） 地籍調査の実施	町 町	

